

2015年5月26日

各 位

「がんに関する就労支援ハンドブック」を社員へ案内 がん治療を受ける社員への就労支援を一部改定し、働けるしゅみを改善

中外製薬株式会社〔本社：東京都中央区／代表取締役会長 最高経営責任者：永山 治〕は、2015年5月1日付で社員の労働条件の一部を改定し、がん治療を受ける社員への就労支援をより充実させることで、治療を受けながら安心して働くことができる環境を整備しました。

当社では、社員ががんに罹患した場合、療養休暇や私傷病休職を取得することで、雇用の継続を図りながら治療に専念できるよう環境を整えており、これまでも複数の社員が利用してきました。しかしながら、昨今のがん治療の目覚ましい進歩により長期に入院する必要がなく、通院して治療を受ける患者さんが増えてきています。

このたび、これらのがん治療を取り巻く環境変化を考慮し、療養休暇取得の期間条件を“14日以上にわたり療養を必要とする場合”から、“7日以上にわたり療養を必要とする場合”へと短縮しました*。加えて、がん治療において一定期間にわたり計画的な治療（化学療法・ホルモン治療・放射線治療など）を行う場合、7日未満であっても1日単位で療養休暇を取得可能とするなど、実際の治療環境に沿った就労支援の内容に改定しました**。

本改定を機に、がんに罹患した場合でも安心して働くことができる様々な制度を社内において広く周知するため、「がんに関する就労支援ハンドブック」を作成し、社員へ案内しました。

* がんを含むあらゆる疾病が対象

** がん以外の疾患においても、治療計画・方針や治療の副作用が就業に与える影響等を考慮し、7日未満の療養休暇の取得を認める場合があります

【「がんに関する就労支援ハンドブック」概要】

- もしも「がん」と診断されたら
- がんで仕事を休むことになったら？
- 治療後に仕事に復帰できるだろうか
- 出社しながら治療を続ける
- プライバシーへの配慮
- いろいろな相談窓口

中外製薬は、オンコロジー領域の国内トップ製薬企業として、「患者さんが希望をもって前向きに立ち向かえるがん医療の実現」を目指すとともに、社員へのがん治療に伴う就労環境の整備のさらなる充実を図ってまいります。

従業員のみなさんへ

がんに関する 就労支援ハンドブック

～病気になっても安心して働けるしくみ～

もしも「がん」と診断されたら…

わが国では男性の2人に1人、女性の3人に1人が「がん」にかかるといわれています。

本ガイドブックでは「がん」の治療を受ける従業員を支援するさまざまな制度をご紹介します。

ご不明な点や、心配なことがありましたら、産業保健スタッフ（産業医・看護職・衛生管理者）、人事担当者などにご相談ください。

がんと仕事に関するさまざまな不安

どれくらい会社を休める
のだろうか？
その間の収入は？

3ページ

治療後に仕事に戻れる
だろうか？

4ページ

どれくらい回復したら
仕事に復帰できるのだ
ろうか？

4ページ

抗がん剤などの通院と
仕事を両立できるのだ
ろうか？

5ページ

診断書を提出したとき、
プライバシーは
きちんと守られる？

6ページ

いろいろ不安だが、
誰に相談すればよいの
だろうか？

7ページ

がんで仕事を休むことになったら？

会社には、療養休暇や私傷病休職など、会社を休んで療養に専念できる制度があります。また、健康保険組合やウエルネットクラブ（共済会）にも、治療中の生活をサポートする制度があります。復職するときや、抗がん剤や放射線治療を続けながら出勤するときの支援制度については4～5ページをご覧ください。

| 社内の制度 | 療養休暇の期間 | 私傷病休職の期間 | 退職後 |
|---------|---|--|-----|
| 取得上限日数 | 勤続年数に応じて30日～545日 | 勤続年数に応じて365日～545日 | — |
| 給与 | 役割給・住宅手当を支給 (その他の手当などは不支給) | 不支給 (→ 傷病手当金の項を参照) | — |
| 税・社会保険料 | 給与から天引き | 住民税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などを毎月会社に戻し入れる必要あり | — |
| 賞与 | 休んだ期間に応じて減額の上支給 対象期間中にすべて休んだときは不支給 | | — |
| 休職者支援金 | 2カ月以上に及んだ場合、休んだ期間に応じて 毎年4月、10月に10万円～30万円支給 | | — |
| 昇給 | 人事評価期間のうち6カ月以上休むと評価の対象外となり 翌年の昇給はなし | | — |
| 退職金 | 休んだ期間が当月1日から末日の全期間に及ぶ場合 当月の退職金ポイント（勤続、評価ともに）の累積はなし | | — |

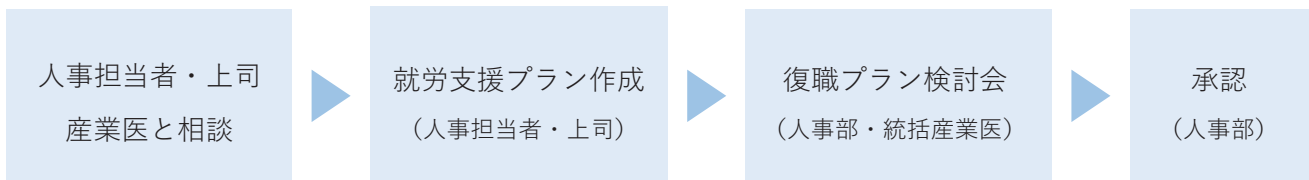
| その他の制度 | 療養休暇の期間 | 私傷病休職の期間 | 退職後 |
|-------------------------------------|---|---|------------------|
| 傷病手当金 延長傷病手当金付加金 (中外製薬健康保険組合) | — | 健保への申請により標準報酬日額の85%を支給。所得税は非課税。傷病手当金の支給期間は最長で1年6か月、その後、延長傷病手当金付加金は1年間。退職後も支給を受けるには中外健保の任意継続が必要。 | — |
| 合算高額療養費付加金 (中外製薬健康保険組合) | 治療費の自己負担額が、1診療科（100床以上の場合は1施設）につき1人あたり月額2万円を超えた額を自動支給（申請不要）。退職後も支給を受けるには中外健保の任意継続が必要。 | | |
| 傷病見舞金 (ウエルネットクラブ) | 月額1万円支給 | | — |
| 特別傷病見舞金 長期傷病年金 (ウエルネットクラブ) | — | 障害者手帳1級～3級の場合が対象。健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当金付加金の給付が終了した場合に月額8～23万円が支給される。 | — |
| 失業保険 (国の制度) | — | — | 所轄のハローワークへの申請が必要 |

※ 制度の適応については細かい規定があります。詳細は各問い合わせ先にご確認ください（→7ページ）。

治療後に仕事に復帰できるだろうか

がんの治療は長期にわたることが多く、また、体力の低下や治療の副作用などもあります。復職にあたっては、産業医、人事担当者、上司などが連携して業務の調整を行い、さまざまな就労支援策を組み合わせて、ひとりひとりの状況に合わせた最適な就労支援プランを作成します。

抗がん剤治療や放射線治療などを続けながら仕事をすることもできます（→5ページ）。



治療と就労を両立するために利用できる主な制度

| | |
|-----------|---|
| 段階的勤務 | 長期休暇・休職から復職する際に、出勤を慣らしていくために用いる制度です。コアタイム勤務（10:00～15:00）を1週間行った後、2週間目からフルタイム勤務を行います。段階的勤務の期間は原則2週間です。 |
| フレックス勤務 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、フレックス勤務制度を用いて出勤時間をずらすことができます。 |
| 在宅勤務 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、必要な期間、在宅勤務を行うことができます。 |
| 休憩場所と休憩時間 | 勤務中の体力の消耗、疲労の回復、ダンピング症候群などの体調の変化に対応するために、休憩場所や休養場所を確保します。また、所定の休憩時間以外にも、必要に応じて休憩を取れるよう調整します。 |
| マイカー通勤 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、駐車場などの施設を有する事業場において、必要に応じてマイカー通勤を利用することができます。 |

※上記の制度を利用する際には、事前に人事担当者・上司・産業医に相談します。相談内容を踏まえ、人事担当者や上司は就労支援プランを作成し、人事部の承認を受けます。制度の利用については、職場の状況や治療状況などを踏まえて総合的に判断されます。

出社しながら治療を続ける

抗がん剤や放射線治療など、数か月間にわたって外来治療を続ける場合に、治療計画や体調にあわせて出社を続けることができるよう、療養休暇やその他の制度を利用できます。

ひとりひとりの状況にあわせた就労支援プランを作成し、治療と就労の両立をサポートします。

● 抗がん剤治療を行う場合の就労支援プラン（例）

治療スケジュール

3週間ごとに抗がん剤治療を実施（2日通院、その後4日間内服）。合計8回（24週間）の予定。

就労支援プラン

抗がん剤治療の期間中は、副作用の状況に応じて、治療前後に1～7日間程度の療養休暇を取得。また時間外労働を禁止。

● 放射線治療を行う場合の就労支援プラン（例）

治療スケジュール

月～金まで、毎日夕方に外来通院にて放射線治療を実施。治療期間は5週間。

就労支援プラン

治療期間中は、フレックスタイム制度や在宅勤務などを利用して毎日通院する。通院や副作用などで会社を休む際には療養休暇を取得可能。

治療と就労を両立するために利用できる主な制度

| | |
|--------------|---|
| 療養休暇の7日未満の取得 | 療養休暇は、通常、病気やケガの治療に7日以上かかる場合に利用できますが、抗がん剤や放射線治療などのがん治療を行う場合には、治療日やその前後の副作用の強い期間に、1日単位で療養休暇を取得できます。 |
| フレックス勤務 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、フレックス勤務制度を用いて出勤時間をずらすことができます。放射線治療などで毎日通院し、月度の所定労働時間が不足した場合などには、規程により賃金が控除されます。 |
| 在宅勤務 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、必要な期間、在宅勤務を行うことができます。 |
| 休憩場所と休憩時間 | 勤務中の体力の消耗、疲労の回復、ダンピング症候群などの体調の変化に対応するために、休憩場所や休養場所を確保します。また、所定の休憩時間以外にも、必要に応じて休憩を取れるよう調整します。 |
| マイカー通勤 | 通勤ラッシュによる負担を軽減するために、駐車場などの施設を有する事業場において、必要に応じてマイカー通勤を利用することができます。 |

※上記の制度を利用する際には、事前に人事担当者・上司・産業医に相談します。相談内容を踏まえ、人事担当者や上司は就労支援プランを作成し、人事部の承認を受けます。制度の利用については、職場の状況や治療状況などを踏まえて総合的に判断されます。

プライバシーへの配慮

会社を休んだり、就労支援の制度を利用する際には、診断書を人事担当者に提出してください。診断書は、人事担当者、産業保健スタッフ（産業医・看護職・心理カウンセラー・衛生管理者）、上司、CBS（※）の就業担当者、人事部など、休職や復職に関する担当者に限定して共有されます。病名やステージ分類などを上司や人事担当者に開示したくない場合には、以下のような方法もありますので、産業保健スタッフにご相談ください。

※CBS：株式会社シービーエスの略称。事業内容は、中外製薬の経理・総務・人事関連業務の請負と保険代理店。

診断書に代わる「診断書代用証明書」を発行する方法について

診断書の代用として用いる「診断書代用証明書」を、本社の健康管理室から発行することができます。上司・人事担当者・衛生管理者・看護職などにご相談ください。

診断書代用証明書には、病名やステージ分類などは記載されず、休業者の集計作業に必要な「大腸がん」「婦人科がん」「胃がん・食道がん」「肺がん」「肝胆膵がん」「血液がん」「がん（その他）」のいずれかの分類だけが記載されます。

診断書代用証明書を用いても、就労支援の制度の利用にあたって、制限を受けることはありません。

診断書代用証明書を用いる場合、診断書の代わりにこの書類を人事担当者に提出してください。診断書の原本は、本社の健康管理室にて保管されます。

診断書代用証明書の記載内容

- 従業員番号、氏名、所属部署など
- 診断書の発行日
- 代用証明書の発行日
- 病名の分類
- 診断書の記載事項（休養の期間や治療計画など、就労支援に必要な内容のみ）

相談内容についてのプライバシーは厳守されます

産業保健スタッフ（産業医・看護職・衛生管理者・心理カウンセラー）に相談した内容は、社内の「健康情報管理ガイドライン」に従って厳重に管理されます。相談内容などは、産業保健スタッフ以外は閲覧できません。就労支援に必要な情報については、本人の同意を得た上で、上司や人事担当者に開示されます。

いろいろな相談窓口

社内には従業員が利用できるさまざまな相談窓口があります。

健康相談、各種の支援制度の利用について、また、キャリア相談、メンタルヘルス相談など、それぞれの窓口までご連絡ください。

さまざまな相談窓口・各種制度に関する問い合わせ先

| | |
|-----------------------|---|
| 健康相談・カウンセリング | 各事業所の産業保健スタッフ（産業医・看護職・心理カウンセラー）に相談ができます。看護職、衛生管理者、または上司、人事担当者にご連絡ください。 |
| 就労支援制度の相談 | 療養や復職の手続き、就労支援制度の利用については、各事業所の人事担当者にご相談ください。上司や産業保健スタッフに連絡いただいてもかまいません。 |
| 健康保険組合の制度 | 健康保険組合の制度に関しては、下記までお問い合わせください。 中外製薬健康保険組合 〒115-8543 東京都北区浮間5-5-1 TEL: 03-3968-4948 FAX: 03-3968-4947 |
| ウエルネットクラブの制度 (共済会) | ウエルネットクラブの制度に関しては、下記までお問い合わせください。 ウエルネット本部事務局（CBS CS総務部内）TEL: 03-3273-0820 |
| 人事制度や給与など | 各事業所の人事担当者、またはCBS（※）の給与担当窓口までご連絡ください。 |
| キャリア相談 | 治療中・治療後のキャリアについて相談したい場合は下記までご連絡ください。 キャリア相談室 TEL：03-3273-2211 携帯電話：090-1534-1221 |
| 社外の健康相談窓口 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり・健康・介護・看護・育児・メンタルヘルス（中外健保） ファミリー健康相談 0120-911-183 2. セカンドオピニオン紹介（中外健保） ベストドクターズ・サービス 0120-911-183 3. 夜間診療所紹介・健康・介護・看護・育児・メンタルヘルス（中外健保） ヘルスネット健康相談 0120-324-580 4. メンタルヘルス 電話カウンセリング フォーサイトEAPセンター（アドバンテッジリスクマネジメント） ・0120-07-4310（9:00～22:00） ・0120-150-637（22:00～翌9:00）24時間365日対応 |

※CBS：株式会社シービーエスの略称。

事業内容は、中外製薬の経理・総務・人事関連業務の請負と保険代理店。

がんに関する就労支援ハンドブック

中外製薬株式会社 人事部

2015年5月（第1版）



中外製薬株式会社

東京都中央区日本橋室町2-1-1
〒103-8324 TEL.03(3281)6611

 ロシュグループ